

令和5年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人 弘前大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達実績の概要をとりまとめたので公表する。

1. 令和5年度の経緯

令和5年度について、同年4月1日国立大学法人弘前大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表「令和5年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。

・目標達成状況等

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としていたところ、各分野とも目標を達成することができた。

公共工事については、使用される資機材が多種多様なことから目標値を設定していないが、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げられている資材、建設機械等の積極的使用に努めた。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

調達する品目に応じて、エコマーク等既存の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めた。

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負担の少ない物品等の調達に努めることとし、グリーン購入法適合品が存在しない場合については、エコマーク等が表示され環境保全に配慮されているものを調達するように配慮した。

また、物品等を納品する業者、公共工事の請負業者等に対して、環境物品等の製品情報の提供を働きかけた。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

当該年度においては、年度到達目標を達成したと認められる。